

公益社団法人 北アルプス広域シルバー人材センター

ハラスメントの防止に関する基本方針

1. 基本方針

北アルプス広域シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、職員及び会員が互いに尊重し、健全で働きやすい職場・就業環境を維持するとともに、センターが雇用する職員が性的な言動で求職者等の求職活動等を阻害することのないよう、ハラスメントの防止を重要な課題としています。

センターは、いかなる形態のハラスメントも容認せず、ハラスメントが発生した場合には速やかに対応し、ハラスメントの再発防止に努めるため基本方針を策定します。

なお、センターの顧客等の言動のうち、その要求の内容に妥当性がないもの、またはその妥当性に照らして当該要求を実現するための手段及び態様が社会通念上許容される範囲を超えて不当なもので、職員や会員の就業環境が害されるもの又は害される恐れがあるもの(いわゆるカスタマーハラスメント)については、別にその対応方針等を定めるものとします。

2. ハラスメントの定義

センターでは、以下の行為をハラスメントと定義し、これを禁止します。

- ・パワーハラスメント:職務上の地位や権限を利用した不当な言動
- ・セクシュアルハラスメント:性的な言動により職場・就業環境を害する行為
- ・求職者等に対するセクシュアルハラスメント:事業主が雇用する労働者による性的な言動
によって求職者等による求職活動等が阻害されるもの
- ・妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント:妊娠・出産、育児・介護に関する差別的な言動
- ・その他のハラスメント:職場の秩序や人間関係に悪影響を与える言動

3. 相談窓口の設置

センターは、ハラスメントに関する相談窓口を本所事務局に設置します。窓口では、複数の職員が対応し、相談者のプライバシーを尊重しつつ、適切な対応を行います。

- ・相談対応者:事務局職員(原則、男性1名以上及び女性1名以上。ただし、相談者の意向により適切に対応する)
- ・対応範囲:職員及び会員のほか、顧客や取引先からの相談も受け付けます。

4. ハラスメント防止のための取り組み

センターは、ハラスメント防止のため、以下の取り組みを行います。

- ・教育・啓発: ハラスメント防止に関する研修を定期的実施し、全職員・会員への周知徹底を図ります
- ・求職者に対するセクシュアルハラスメントへの厳正な対処: センターの社会的信用をとりわけ失墜させるものであることから、行為者に対する厳正な対処を行う旨を周知します。
- ・周知方法: 基本方針はセンターWEB サイト(ホームページ)などを通じて周知します。

5. 相談・苦情への対応

ハラスメントの相談や苦情が寄せられた場合、センターは迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて懲戒処分や再発防止策を講じます。

6. プライバシーと秘密の保護

ハラスメントに関する相談に対応する職員は、関係者のプライバシー及び秘密の保護を徹底します。相談内容や処理過程で知り得た情報は慎重に管理し、不利益な取扱いが生じないように配慮します。

7. 方針の見直し

センターは、社会的な状況の変化に応じて、ハラスメント防止の基本方針を定期的に見直し、継続的な改善を図ります。

令和8年10月1日

公益社団法人 北アルプス広域シルバー人材センター